

## (5) 児童扶養手当の制度改正について

平成 28 年 8 月 1 日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、第 2 子及び第 3 子以降の加算額が変更となりました。

ひとり親の家庭は、子育てと生計を 1 人で担わなければならない、生活上のさまざまな困難を抱えており、特に子どもが 2 人以上いるひとり親の家庭は、より経済的に厳しい状況にあるため、第 2 子の加算額と第 3 子以降の加算額を増額することとなりました。

また、今回は特に経済的に厳しい状況にあるひとり親の家庭に重点を置いた改善を目的としているため、それぞれの家庭の所得に応じて加算額が決定されます。

平成 28 年 7 月まで	平成 28 年 8 月から
<b>子ども 2 人目の加算額</b> 定額 5,000 円	<b>子ども 2 人目の加算額</b> 全部支給 10,000 円 一部支給 9,990 円から 5,000 円 (所得に応じ決定されます)
<b>子ども 3 人目以降の加算額 (1 人につき)</b> 定額 3,000 円	<b>子ども 3 人目以降の加算額 (1 人につき)</b> 全部支給 6,000 円 一部支給 5,990 円から 3,000 円 (所得に応じ決定されます)

増額の支払い月：平成 28 年 8 月分から加算額が増額されますが、平成 28 年 8 月から同年 11 月分は、4 か月分の児童扶養手当の支給月である平成 28 年 12 月に支払われます。

## 【参考】

笠間市における受給者数

全額支給件数	311 件	
一部支給件数	312 件	
全額停止件数	95 件	所得要件超過により停止世帯
合計	718 件	

笠間市における支給対象世帯内訳 (全額・一部支給世帯)

母子世帯件数	578 件	
父子世帯件数	38 件	
養育者世帯件数	7 件	父母以外により養育している世帯
合計	623 件	

支給対象世帯児童数 950 人